

物件調査概要書 付表1〔バリアフリータイプ〕

共同建て
共同建て以外 共通

物件所在地		地名地番		住居表示		
項目	調査内容				判定欄	
共通基準	1 共同建て (床スラブ)	住戸の床で、他の住戸との間のもの又は住戸以外の部分の床で住戸との間のものは、次のいずれかであること。 ア 鉄筋コンクリート造で、厚さ17cm以上であるもの イ 床の重量床衝撃音レベルがJIS A 1419に規定する床衝撃音レベルに関する遮音等級L-55程度の遮音性能を有する構造としたもの		ア 床スラブの構造 (1 鉄筋コンクリート造 2 その他) スラブ厚 (1 17cm以上 2 その他) イ 遮音等級=L-()		適・不適
	2 共同建て以外 (基礎)	基礎は鉄筋コンクリート造とし、外壁に接する土台を木造とする場合にあっては、地盤面から基礎の上端までの高さは30センチメートル以上であること。		基礎の構造 (1 鉄筋コンクリート造 2 その他) 基礎の高さ=()cm		
床の構造	高齢者等の寝室がある階の全居室(食事室が同一階にない場合はこれを含む。)便所、洗面所、脱衣室、玄関及びこれらをつなぐ廊下の床は段差を解消している。ただし、次の箇所については段差のない構造としなくてもよい。 高齢者等が日常生活(就寝、食事、排泄及び外出)に利用しない居室又は居室の一部に設けられる畳コーナー等であって、通過動線上になく、床全体に9cm以上の段差をつけたもの。		段差(適用除外部分を除く。) (1 有 2 無)		適・不適	
廊下	高齢者等の寝室がある階の全居室(食事室が同一階にない場合はこれを含む。)便所、洗面所、脱衣室、玄関をつなぐ廊下の幅は、内法で78cm(柱の存する部分にあっては、75cm)以上としていること。 また廊下の幅の測定に当たっては、廊下部分の壁と床又は天井の取り合い部の化粧材(床幅材、廻り縁、コーナー保護材等) 建具の把手及び手すりについてはないものとみなす。		廊下の最小端(適用除外部分を除く。) =()cm		適・不適	
居室の出入口	高齢者等の寝室がある階の全居室(食事室が同一階にない場合はこれを含む。)の出入口の幅は内法で75cm以上とし、浴室の出入口の幅は内法で60cm以上としていること。 出入口の幅とは、開き戸にあっては建具の幅から建具の厚さを減じた寸法、折れ戸にあっては建具の幅から折りしるを減じた寸法とし、建具の把手はないものとみなすことができる。 出入口の幅については、将来改造できるもの(構造耐力上主要な部分である柱又は壁の撤去若しくは改造を要さないものに限る。)として、戸の枠を取り外した開口の幅(浴室の出入口の幅については、戸の枠の内法寸法)とすることができる。		出入口の最小幅(適用除外部分を除く。) =()cm		適・不適	
浴室	浴室の短辺は内法で120cm以上とし、その有効面積は1.8㎡以上であること。		短辺内法=()cm 面積=()㎡		適・不適	
住宅内の階段	住宅内に階段がある場合は、その階段の各部の寸法は、次の各式に適合するものであること。 T 19.5 R / T 22 / 21 55 T + 2R 65 ただし、ホームエレベーターが設置されている場合は、階段の各部寸法が満たされているものとみなす。		T=()cm R / T=() T + 2R=()cm ホームエレベーター (1 有 2 無)		適・不適	
住宅内の手すり	浴室及び住宅内の階段には、手すりを設置していること。		手すり (1 有 2 無)		適・不適	
便所	高齢者等の寝室がある階には、便所を設置していること。		便所の設置 (1 有 2 無)		適・不適	
共用部分	共用階段	エレベーターが設置されており、住宅からエレベーターに至る経路に段差又は階段を設けていないこと。または、共用階段(住宅から住棟の出入口に至る経路に係るものに限る。また、専ら避難の用に供するものを除く。)の各部の寸法は、次の各式に適合するものであること。 T 24 55 T + 2R 65 T : 踏面の寸法(単位cm) R : けあげの寸法(単位cm)		T=()cm T + 2R=()cm		適・不適
	手すり	共用廊下及び共用階段には、手すりを設けること。		手すり(1 有 2 無)		適・不適
	エレベーター	住棟の出入口からエレベーターの昇降路の出入口に至る経路に、段差又は階段を設けている場合は、傾斜路を設けていること。 エレベーターのかご及び昇降路の出入口の幅は、内法を80cm以上とすること。 エレベーターの乗降口ビー(共用廊下等と兼用することができる。)の幅及び奥行きが1.5m以上であること。		傾斜路(1 有 2 無) エレベーターのかご等の出入口の最小幅=()cm 幅=()m 奥行き=()m		適・不適
特記事項						

平成15年4月1日以降に建設された住宅については、基準が異なる場合がありますので、公庫支店、検査機関又は適合証明技術者までお問い合わせください。